

注意事項

- 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
住民票上の続柄の記載変更	世帯主とパートナーシップの宣誓をしている場合、世帯主との住民票の続柄を「縁故者」として登録できる。	○			市民窓口グループ 0566-95-9512
市営住宅の申込	市営住宅の申込みができる。	○			都市計画グループ 0566-95-9533